

令和 7 年度

千葉県商業振興事業の御案内



チーバくん

県では、商店街の活性化に向けて様々な支援メニューを用意しています。
がんばる商店街を全力で応援してまいりますので、是非ご活用ください。

専門家のアドバイスを受けたい

支援 1 コーディネーター派遣

支援 2 ふさの国商い未来塾

商店街活性化に向けた計画を作りたい

支援 3 活性化計画作成支援事業

商店街の施設を整備したい

支援 4 施設整備事業

新たなイベント・企画を実施したい

支援 5-1 活性化推進事業
(新規的事業)

支援 5-2 活性化推進事業
(連携事業)

支援 1 地域商業活性化コーディネーター派遣事業

1 趣旨

地域商業の活性化に取り組む意欲のある商店街やグループ等が地域商業の課題解決に向けた計画づくりや活性化のための事業に取り組もうとする際に、コーディネーターを無料で派遣します（年間 10 回まで派遣が可能です）。

2 事業の内容

- (1) 派遣対象 県内に活動の拠点を持つ商店会、商業者グループ等
(例) 商店街等※¹、商工会・商工会議所（商工団体）、前記団体の青年部・女性部、商業者有志グループ など

※派遣を希望する場合は、地域の商工会・商工会議所にご相談ください。

- (2) 主なコーディネート内容

- ①商店街等のやる気の掘り起こし、活性化に向けた勉強会の立上げ、計画づくり
(例) 地域商業の課題の絞り込み、現状分析の手法、活性化の方向性の具体化 など
- ②計画に基づく事業実施に係るアドバイス
(例) 計画の具体的な進め方、留意点、実施体制づくり など
- ③事業継続に向けてのアドバイス、フォローアップ

- (3) コーディネーター

中小企業診断士、まちづくり実践者 など（コーディネーターの指名ができます。）

3 費用

無料（派遣に係る講師の旅費についても一定額まで県が負担します）

※¹商店街等とは、商店街を構成する団体等で法人格の有無を問いません。

支援2 ～商店街若手リーダー養成講座～ 第28期 「ふさの国 商い未来塾」

1 受講対象者

商店街の若手商業者・後継者、商業を通じて地域活性化に取り組む意欲のある方

2 受講期間

令和7年7月頃～12月頃（全10回） ※申込受付は令和7年5月頃から開始します。
（定員に達し次第、予告なく申込を締め切らせていただきます。）

3 講座内容

全国各地で活躍している商店街、まちづくり実践者、中小企業診断士等専門家、商い未来塾OB・OGを迎え、地域・商店街・個店の活性化、イベント手法などについて学ぶとともに、先進商店街への視察などにより具体的な活性化手法や賑わい手法を習得します。

（講座テーマ例）「コロナ後の商人の在り方」、「情報発信・デジタル化」、「まちゼミ」、「空き店舗の解消」 など

4 募集人員 30名程度

5 受講料 無料（視察研修及び交流会等に係る費用は実費負担）

《申込み・お問合せ先》

千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2

TEL 043-306-3284 FAX 043-227-0566

支援3 地域商業活性化事業補助金 （活性化計画作成支援事業）

1 趣旨

地域の特色や住民のニーズを踏まえた地域商業の活性化のための計画作成を支援します。

2 補助対象事業

- ① 地域商業が抱える課題を明らかにする取組
- ② ①で明らかになった課題や地域住民の意向を踏まえた今後の方向性の検討や計画作成等
- ③ 地域商店街活性化法及び中心市街地活性化法に対応するための計画作成

3 事業実施団体

商工会・商工会議所、商店街団体（補助金交付先は商工会・商工会議所）

4 補助率、補助限度額

補助率：対象事業費の2/5以内（中心市街地活性化法に係るものは1/3以内）
※市町村からの同額以上の補助が必要

補助限度額：50万円

支援4 地域商業活性化事業補助金 (施設整備事業)

1 趣旨

地域商業の活性化を図るため、商工団体や商店街の計画に基づく施設整備事業を支援します。

2 補助対象事業

○商店街等の計画に基づいて実施する施設整備事業

優先項目

- ①空き店舗活用事業 (例) コミュニティスペース・子育て支援スペースの設置 など
- ②環境配慮型事業 (例) 街路灯のLED化 など
- ③安全・安心推進事業 (例) 防犯カメラの設置、AEDの設置 など

3 事業実施団体

支援3と同じ

4 補助率、補助限度額

補助率：対象事業費の1/3以内（空き店舗の活用に係るものは2/5以内）

※市町村からの同額以上の補助が必要

補助限度額：300万円

支援5-1 地域商業活性化事業補助金 (活性化推進事業(新規的事業))

1 趣旨

地域商業の活性化を図るため、商工団体や商店街の計画に基づく新規的事業を支援します。

2 補助対象事業

○商店街等の計画に基づいて実施する事業

優先項目

- ①空き店舗活用事業 (例) コミュニティスペース・子育て支援スペースの設置 など
- ②情報化事業 (例) ホームページ等による情報発信事業 など
- ③買い物弱者支援事業 (例) 宅配事業、移動販売 など

3 事業実施団体

支援3と同じ

4 補助率、補助限度額

補助率：対象事業費の1/3以内（空き店舗の活用に係るものは2/5以内）

※市町村からの同額以上の補助が必要

補助限度額：100万円

支援5-2 地域商業活性化事業補助金 (活性化推進事業(連携事業))

1 趣旨

地域商業が抱える課題を解決するために複数の団体が連携して取り組む事業を支援します。

2 補助対象事業

地域商業が抱える課題を解決するために実施する地域商業活性化の取組であり、地域ならではの創意工夫や、新規的側面のある事業

3 事業実施団体

事業者を含む複数の団体によるグループであること

【連携の例】

- ・商店街等と、他の団体（NPO法人、まちづくり会社、学校、観光協会等）による連携グループ
- ・商店街同士の広域連携グループ

4 補助金交付先

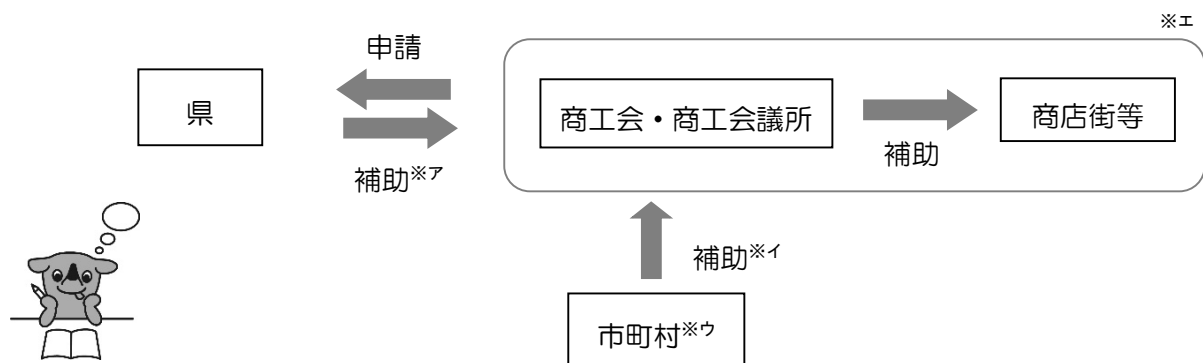
商工会・商工会議所、商店街団体、NPO法人等

5 補助率、補助限度額

補助率：対象事業費の2/3以内 ※市町村からの補助は任意

補助限度額：100万円

【補助事業申請のイメージ】



※ア 補助事業の実施に当たり、交付決定額の8割まで概算払いができますので、御相談ください。

※イ 支援3、4、5-1については、県補助額と同額以上の市町村補助が必要です。
(5-2については任意)

※ウ 支援3、4、5-1については、政令市は対象外です。
(ただし、支援3のうち、中心市街地活性化法に係る計画作成事業は対象)

※エ 支援5-2については、商工会・商工会議所を通さずに連携グループの代表者が県へ直接申請することが可能です。

問合せ先：千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2824 FAX 043-227-4757

E-mail アドレス keiei2@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県 HP：

検索